

施設設備基準別添付書類チェックリスト【登録申請】

〈危険品（工作物）倉庫用〉

項目番号	添付省略	省令	施設設備基準	添付書類	別添番号	備考
—	—	—	規則第4条第3項の規定の適用を受ける場合 (変更登録のみ)	<input type="checkbox"/> 登録通知書の写し <input type="checkbox"/> 変更登録通知書の写し <input type="checkbox"/> 適合確認書の写し		
1	—	申請者が、その営業に使用する倉庫及びその敷地について所有権その他の使用権原を有すること <規則第3条の3第1項第1号>	右欄のいずれかを選択	<input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出する場合 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出できない場合	<input type="checkbox"/> 不動産登記簿謄本/抄本 <input type="checkbox"/> 固定資産台帳謄本/抄本 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 <input type="checkbox"/> 納税証明書 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書	
				<input type="checkbox"/> 土地所有権を有する場合 <運用方針〔3〕2-4イ> ※使用権原取得前申請の場合は売買契約書の写し等を提出させた上で、権原取得後速やかに右の書類を提出すること <運用方針〔3〕2-4ニなお書き>	右欄のいずれかを選択	
				<input type="checkbox"/> 土地賃借権を有する場合 <運用方針〔3〕2-4ロ>	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書（写）	
				<input type="checkbox"/> 公有不動産又は公有水面（土地）を使用する場合 <運用方針〔3〕2-4ハ>	<input type="checkbox"/> 使用許可証 <input type="checkbox"/> 使用許可証明書	
				<input type="checkbox"/> 倉庫完成前の登録申請の場合 <運用方針〔3〕2-4ニ> ※倉庫の完成後速やかに運用方針〔3〕2-4イの書類（下欄参照）を提出することを条件に登録することとして差し支えない	<input type="checkbox"/> 建築確認済証 <input type="checkbox"/> 建築見積書 <input type="checkbox"/> 請負契約書	
				<input type="checkbox"/> 倉庫完成後の登録申請の場合 <input type="checkbox"/> 建物所有権を有する場合 <運用方針〔3〕2-4イ> ※使用権原取得前申請の場合は売買契約書の写し等を提出させた上で、権原取得後速やかに右の書類を提出すること <運用方針〔3〕2-4ニなお書き>	<input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出する場合 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出できない場合	<input type="checkbox"/> 不動産登記簿謄本/抄本 <input type="checkbox"/> 固定資産台帳謄本/抄本 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 <input type="checkbox"/> 納税証明書 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書
				<input type="checkbox"/> 建物賃借権を有する場合 <運用方針〔3〕2-4ロ>	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書（写）	
				<input type="checkbox"/> 公有不動産を使用（建物）する場合 <運用方針〔3〕2-4ハ>	<input type="checkbox"/> 使用許可証 <input type="checkbox"/> 使用許可証明書	

項目番号	添付省略	省令	施設設備基準		添付書類	別添番号	備考	
2	□	<p>倉庫の種類ごとに国土交通大臣の定める建築基準法その他の法令の規定に適合していること</p> <p>〈規則第3条の3第2項〉</p>	<p>□ 建築確認を要する倉庫</p>	<p>□ 建築基準法第6条第1項各号に該当する倉庫については、建築基準法の規定に適合していることを要する。</p> <p>〈運用方針〔4〕2-1イ〉</p> <p>★告示第2条第1項第2号の規定により、建築基準法第6条第1項各号に該当しないものについては、施設設備基準関係規定欄（下記）参照のこと</p>	<p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□ 倉庫業を営む倉庫の場合</p> <p>□ 倉庫業を営む倉庫以外の用途に供している建築物を転用する場合</p>	<p>□ 建築確認済証</p> <p>□ 完了検査済証（検査後直ちに）</p> <p>□ 用途変更に係る建築確認済証</p> <p>□ 上記建築確認済証に対応する完了検査済証（検査後直ちに） ※用途のみ変更の場合は不要</p> <p>□ 建築部局又は指定確認検査機関における確認申請不要である旨の見解確認書</p>		
—	—		<p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□ 建築確認を要しない倉庫</p>	<p>消防法</p> <p>右欄のうち該当するもの全てにマーク</p> <p>□ 倉庫は、消防法上防火対象物とされているため、消防法第17条第1項に定める技術上の基準に従って、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設を設置し、維持することを要する。 〈運用方針〔4〕2-1ロ（1）〉</p> <p>港湾法</p> <p>□ 港湾法第39条第1項の規定に基づき港湾管理者が分区を設定している地域に設けられる倉庫にあっては、同法第40条第1項の規定により当該分区の用途に適合していることを要する。 〈運用方針〔4〕2-1ロ（2）〉</p> <p>都市計画法</p> <p>□ 都市計画区域等に設けられる倉庫にあっては、都市計画法第29条第1項又は第2項に規定するところによりその建築に際し開発許可を取得していることを要する。 〈運用方針〔4〕2-1ロ（3）〉</p>	<p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□ 消防用設備等検査済証（検査後直ちに）</p> <p>□ 消防用設備等点検結果報告書（新築の場合は不要）</p> <p>□ 当該分区の用途に適合していることを証する港湾管理者の発行する書類</p> <p>□ 開発許可書</p> <p>□ 地方自治体の発行する許可通知書（第一種低層住居専用地域から第二種住居地域の場合）</p>	<p>□ 消防法第2条第7項に規定する危険物を指定数量以上保管する倉庫にあっては、消防法第11条の規定により危険物貯蔵所の設置の許可を取得していることを要する。 〈運用方針〔4〕8-1ハ（1）〉</p> <p>□ 第一種貯蔵所設置許可書</p> <p>□ 第二種貯蔵所設置届出書（写）</p> <p>□ 貯蔵施設設置許可書</p>		
			<p>右欄のうち該当するもの全てにマーク</p> <p>□ 高圧ガス保安法</p> <p>□ 液化石油ガス保安法</p> <p>□ 石油コンビナート等災害防止法</p>	<p>右欄のいずれかを選択</p> <p>□ 高圧ガス保安法第16条第1項に規定する第1種貯蔵倉庫に該当するものについては、同条の許可を取得していること。 〈運用方針〔4〕8-1ハ（2）〉</p> <p>□ 高圧ガス保安法第17条の2第1項の第2種貯蔵所に該当するものについては同条の届出をしていることを要する。 〈運用方針〔4〕8-1ハ（2）〉</p> <p>□ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第1項に規定する液化石油ガスを保管する倉庫にあっては、同法第36条第1項の貯蔵施設の設置の許可を取得していることを要する。 〈運用方針〔4〕8-1ハ（3）〉</p> <p>□ 石油コンビナート等災害防止法第2条第4項に規定する第1種事業所（石油貯蔵所等を設置する事業所であり、かつ、高圧ガス保安法第5条第1項の許可を受ける必要のある事業所に限る。）である倉庫にあっては、同法第5条第1項の規定による届出をおこなっていることを要する。 〈運用方針〔4〕8-1ハ（5）〉</p>	<p>□ 危険物貯蔵施設の設置許可証</p> <p>□ 第一種貯蔵所設置許可書</p> <p>□ 第二種貯蔵所設置届出書（写）</p> <p>□ 貯蔵施設設置許可書</p> <p>□ 第1種事業所新設計画届出書</p>			

項目番号	添付省略	省令	施設設備基準		添付書類	別添番号	備考
11	□	消防法施行規則第6条に定めるところにより消火器具等の消火器具が設けられていること（倉庫延べ面積150㎡未満は150㎡とみなす） <規則第3条の4第2項第9号>	<input type="checkbox"/> 建築確認を要する倉庫		<input type="checkbox"/> 建築確認済証 <input type="checkbox"/> 完了検査済証		
					右欄のいずれかを選択 <input type="checkbox"/> 消防用設備等検査済証（建築（増築）後3年未満の場合） <input type="checkbox"/> 消防用設備等検査済証及び消防用設備等点検結果報告書（建築（増築）後3年以上の場合）		
			右欄のいずれかを選択 <input type="checkbox"/> 建築確認を要しない倉庫	右欄のいずれかを選択 <input type="checkbox"/> 耐火建築物の場合： 200㎡に1単位以上の消火器がある <消防法施行規則第6条第2項>	右欄のいずれかを選択 <input type="checkbox"/> 消火器の位置、仕様、設置数の詳細が表示されている図面（平面図に図示） <input type="checkbox"/> 消防用設備等検査済証（建築（増築）後3年未満の場合） <input type="checkbox"/> 消防用設備等検査済証又は消防用設備等点検結果報告書（建築（増築）後3年以上の場合）		
			右欄のいずれかを選択 <input type="checkbox"/> 耐火建築物以外の場合： 100㎡に1単位以上の消火器がある <消防法施行規則第6条第1項>	右欄のいずれかを選択 <input type="checkbox"/> 消火器の位置、仕様、設置数の詳細が表示されている図面（平面図に図示） <input type="checkbox"/> 消防用設備等検査済証（建築（増築）後3年未満の場合） <input type="checkbox"/> 消防用設備等検査済証又は消防用設備等点検結果報告書（建築（増築）後3年以上の場合）			
12	□	国土交通大臣の定める防犯上有効な構造及び設備を有していること <規則第3条の4第2項第10号>	出入口 <input type="checkbox"/> 施錠付き扉である <運用方針〔4〕2-11イ>		<input type="checkbox"/> 建具表等		
			警備体制 <input type="checkbox"/> 警備業法第2条第5項に定める警備業務用機械装置の設置その他これと同等の警備体制を有していなければならない <運用方針〔4〕2-11ロ>	右欄のいずれかを選択 <input type="checkbox"/> 警備業務用機械装置を設置している <input type="checkbox"/> 宿直などを警備会社に委託している <input type="checkbox"/> 24時間自社警備を行っている	<input type="checkbox"/> 警備契約書 <input type="checkbox"/> 警備契約書 <input type="checkbox"/> 警備状況説明書		
			隣接部分の遮断 右欄のいずれかを選択 <input type="checkbox"/> 倉庫に隣接して関係者以外の者が管理する施設はない <運用方針〔4〕2-11ハ>	<input type="checkbox"/> 倉庫に隣接して関係者以外の者が管理する施設がある <input type="checkbox"/> 倉庫全体を壁で区画し、開口部を閉鎖している	<input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 矩計図等		

(注1) 矩計図等とは、倉庫の構造材の材質、防火・防水措置の有無等の構造の詳細を表示した矩計図、断面詳細図その他の書類をいう。なお、運用方針〔3〕2-5ロなお書きにより、規則第2条第2項第1号二の倉庫の平面図、立面図及び断面図において構造の詳細が表示されている場合にあつては、矩計図等の提出を要しない。

(注2) 建具表等とは、建具の位置及び建具の材質、開口部に講じられた防犯措置、防火戸の有無等の構造の詳細を表示した建具表、建具キープランその他の書類をいう。なお、運用方針〔3〕2-5ハなお書きにより、規則第2条第2項第1号二の倉庫の平面図、立面図及び断面図において建具の詳細が表示されている場合にあつては、建具表等の提出を要しない。

(注3) 倉庫の配置図については、規則第2条第2項第1号ホにより添付が義務付けられている。なお、倉庫の配置図にあつては、縮尺を原則1/300～1/1,200とし、倉庫、事務所、労務員詰所、消火栓、外灯、警報機、排水溝等敷地内にある全ての施設及び設備を記載する他、敷地周辺にある全ての建物その他道路、河川、橋梁等についても併せて記載してあることを要する。